

◇ 給与報告の骨子 ◇

《 給与報告のポイント 》

月例給の改定なし

民間給与との較差(△0.03%)が小さく、給料表及び諸手当の適切な改定が困難なことから、月例給の改定を行わない。

項目	内容						
1 民間給与との較差	<p><民間給与の調査> 企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内970事業所のうち、258事業所を層化無作為抽出法により抽出し、企業規模・事業所規模が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所を除く209事業所の8,661人の給与等を調査した(完了率82.3%)。</p> <p><職員給与と民間給与との比較> 調査結果に基づき、職員の給与と調査・比較したところ、次のとおり職員給与が民間給与を上回っている。</p> <table border="1"><thead><tr><th>民間給与(A)</th><th>県職員給与(B)</th><th>較差(A)-(B)</th></tr></thead><tbody><tr><td>364,561円</td><td>364,673円</td><td>△112円(△0.03%)</td></tr></tbody></table>	民間給与(A)	県職員給与(B)	較差(A)-(B)	364,561円	364,673円	△112円(△0.03%)
民間給与(A)	県職員給与(B)	較差(A)-(B)					
364,561円	364,673円	△112円(△0.03%)					
2 報告の内容	<p>民間給与との較差が小さく、給料表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。</p>						
<参考>	<p><期末・勤勉手当(ボーナス)の改定> 令和2年10月30日勧告 民間の支給割合(4.46月)に見合うよう引下げ:4.50月分→4.45月分 (民間の支給状況等を踏まえ引下げ分を期末手当の支給月数に反映)</p> <p><平均年間給与> 行政職給料表適用職員の平均の給与月額を基に算出した額(千円未満四捨五入) [平均年齢41.2歳, 平均経年数20.5年]</p> <table border="1"><thead><tr><th>改定前(A)</th><th>改定後(B)</th><th>改定額(B)-(A)</th></tr></thead><tbody><tr><td>6,027,000円</td><td>6,008,000円</td><td>△19,000円</td></tr></tbody></table>	改定前(A)	改定後(B)	改定額(B)-(A)	6,027,000円	6,008,000円	△19,000円
改定前(A)	改定後(B)	改定額(B)-(A)					
6,027,000円	6,008,000円	△19,000円					